

方法書段階における審議会関与について

1 現状の条例規定

市長意見形成に当たり、「審議会の議を経る」の手続きを規定していない。

*準備書に対する市長意見形成時は「審議会の議を経る」ものと規定されている。
(条例第 24 条第 2 項)

2 現状の運用

条例第 45 条の規定に基づき、「環境影響評価に関する重要事項」として、諮問を行い、審議会の意見を聴いている。

条例第 45 条

この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に依りて環境影響評価に関する重要事項を調査審議するため、札幌市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

3 過去の経緯

- 「北海道新幹線」、「真駒内滝野霊園拡張事業」、「仮称）屯田・茨戸通」の 3 案件では、方法書段階では審議会において審議を行っていない。
- このため、「仮称）屯田・茨戸通」準備書段階（H17）において、調査不足が指摘されるなど、方法書段階から審議会の委員の意見を反映できるようにすることが必要との指摘を委員よりいただいた。
- 上記の指摘をうけて、「仮称）北部事業予定地一般廃棄物処分場」（H19）「厚別山本公園造成事業」（H20）の 2 案件では条例第 45 条に基づき審議会に諮問を行った。

4 他都市及び環境影響評価法の状況

(1) 他都市

方法書の知事、市長の意見形成に当たり、審議会の議を経る等の手続きを条例上規定していない自治体は、札幌市、北海道、福岡県の 3 自治体。

①福岡県

条例において規定はないが、方法書段階において学識経験者から意見を聴いている。

②北海道

条例において審議会の議を経る規定はないが、平成 19 年に方法書手続きを行った札幌市の「北部事業予定地一般廃棄物処分場」から任意で審議会委員に参考意見を求めている。

(2) 環境影響評価法

法では環境大臣が意見を述べる際に、第三者的な機関の意見を聴くような制度とはなっていない。